

令和2年

第1回大阪広域水道企業団議会
(2月定例会)

提出議案

(第1号議案～第7号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件・・・	2
第 3 号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例等一部改正の件・・・・・・・・	4
第 4 号議案	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・	別冊
第 5 号議案	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・	別冊
第 6 号議案	令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件・・・・	別冊
第 7 号議案	令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件・・・・	別冊

第1号議案

大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) <p>第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2号議案

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当) <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
(勤勉手当)	(勤勉手当) <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
(退職手当)	(退職手当)
第19条 (略)	第19条 (略)

2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> をした者
(3) (略)	(3) (略)

3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大坂広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。

第3号議案

非常勤職員の災害補償に関する条例等一部改正の件

非常勤職員の災害補償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(非常勤職員の災害補償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 (略)	4 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 前2号に掲げる者以外の者又は 前2号の方法によって計算した補償 基礎額が公正を欠くと認められる者 <u>(次号に掲げる者を除く。)</u> 次条の 実施機関が企業長と協議して定める 金額	(3) 前2号に掲げる者以外の者又は 前2号の方法によって計算した補償 基礎額が公正を欠くと認められる者 次条の実施機関が企業長と協議し て定める金額
<u>(4) 給料を支給される職員 法第2 条第4項に規定する平均給与額の例 により次条の実施機関が企業長と協 議して定める金額</u>	
5～7 (略)	5～7 (略)

(大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（平成31年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）第4条の改正規定について、次の

表のよう に改正する。

改正後	改正前
(休職の効果)	(休職の効果)
第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。	第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年(非常勤職員(法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあっては、1年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。
2・3 (略)	2・3 (略)
4 非常勤職員(法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。)に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により企業長が定める任期の範囲内」とする。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。	附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(平成31年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第15号)第2条の改正規定について、次の表のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 非常勤職員 <u>(次号に掲げるものを除く。)</u>	(2) 非常勤職員
(3) 地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する条件付採用になつてゐる職員(企業長が定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> に規定する条件付採用になつてゐる職員(企業長が定める職員を除く。)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。	附 則 この条例は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。
(適用区分)
 - 2 第1条の規定による改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例第2条の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。